

政 委 第 1 号  
平成 21 年 1 月 7 日

経済産業省独立行政法人評価委員会

委員長 木 村 孟 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員長 大 橋 洋 治

平成 19 年度における経済産業省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果（契約の適正化に係るもの）について

当委員会は、平成 20 年 8 月 29 日付けをもって貴委員会から通知のあった「経済産業省所管の独立行政法人の平成 19 年度及び中期目標の期間における業務の実績に関する評価の結果について」等のうち契約の適正化に係る評価の結果に関して、別紙のとおり意見を取りまとめましたので、通知します。

今後、貴委員会におかれては、本意見を活かし、国民の行政に対する信頼回復のために、政府が契約事務の一層の適正化に取り組んでいる趣旨を十分踏まえ、厳格かつ客観的な評価を行っていただくようお願いいたします。

## 平成 19 年度における経済産業省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果（契約の適正化に係るもの）について

### 1 契約の適正化に係る評価に関する政府の方針及び政策評価・独立行政法人評価委員会の関心事項

独立行政法人が締結する契約については、競争性・透明性を高め、適正化を一層推進する観点から、平成 19 年 11 月に「随意契約の適正化の一層の推進について」（公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議申合せ）において、「各府省の独立行政法人評価委員会において、入札・契約に係る事務が適正に執行されているかについて厳正に評価する」とされている。また、「独立行政法人整理合理化計画」（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）においては、「随意契約見直し計画<sup>（注）</sup>の実施状況を含む入札・契約の適正な実施について、監事及び会計監査人による監査、評価委員会による事後評価において、それぞれ厳正にチェックする」とされている。

政策評価・独立行政法人評価委員会（以下「当委員会」という。）としては、各法人及び各府省独立行政法人評価委員会（以下「各府省評価委員会」という。）がこれらの厳正な評価やチェックなどの要請に応えるためには、独立行政法人の長や監事、各府省評価委員会が契約の適正化に向けてそれぞれ取り組むべき内容を整理した上で、契約の適正化に取り組む必要があると考える。

このため、当委員会では、二次評価を行う際の具体的な視点として、「入札・契約の適正化に係る評価における関心事項」（平成 20 年 9 月 5 日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会随意契約等評価臨時検討チーム。以下「関心事項」という。参考資料 1 参照）を取りまとめ、各府省評価委員会に通知した。関心事項においては、契約に係る規程類、体制の整備状況、随意契約見直し計画の実施状況等に係る評価、また、個々の契約の合規性等に係る監事等のチェックプロセスのフォローなどを示したところである。

（注） 「随意契約見直し計画」は、「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針」（平成 19

年8月10日閣議決定)において、一般競争入札等の導入、範囲拡大等を図るため、法人ごとに作成することとされているもの。当該計画は、各法人のホームページにおいて公表されている。

## 2 経済産業省所管独立行政法人における契約状況

平成19年度における経済産業省所管独立行政法人における契約の状況は、別表のとおりである。

平成19年度の経済産業省所管独立行政法人全体における競争性のない随意契約は、18年度と比較して、約155.07億円、1,844件減少し、契約全体に占める競争性のない随意契約の割合も金額で5ポイント、件数で8ポイント減少している。

また、経済産業省所管独立行政法人全体における一般競争入札に占める1者応札の状況は、別表のとおり、870件(47%)となっており、各法人の主たる事業類型ごとの状況については資料のとおりである。

## 3 平成19年度における経済産業省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果(契約の適正化に係るもの)についての意見

平成19年度における契約の適正化に係る貴委員会の評価に当たっては、①関連法人との間の契約、②応札者が1者であった契約、③落札率が高い契約について、関心事項に沿った検証を行うなどの工夫がなされている。

しかしながら、経済産業省所管11法人(経済産業研究所、工業所有権情報・研修館、日本貿易保険、産業技術総合研究所、製品評価技術基盤機構、新エネルギー・産業技術総合開発機構、日本貿易振興機構、原子力安全基盤機構、情報処理推進機構、石油天然ガス・金属鉱物資源機構、中小企業基盤整備機構)の業務の実績に関する契約の適正化に係る貴委員会の評価の結果(以下「評価結果」という。)について、以下のとおり改善すべき点がみられた。

なお、契約事務に係る執行体制の評価については、各法人の業務特性(専門性を有する試験・研究法人等)、契約事務量(契約金額・件数等)及び職員規模などを勘案した上で、当該体制が契約の適正実施確保の観点から有効に機能しているかについて留意されたい。

## (1) 契約に係る規程類に関する評価結果

契約方式、契約事務手続、公表事項等、契約に係る規程類の整備内容の適切性に関して、経済産業省所管 11 法人については、評価結果において、「規程類の整備が適切になされ、契約情報の公表による透明化、国の基準に合わせた随意契約基準の見直しによる競争性の向上が着実に進展していることなどを評価する」旨の言及などがなされている。

しかしながら、6 法人については、表 3 - (1) のとおり、会計規程等において、国の契約の基準と異なる規定が設けられているが、このような規定が設けられていることの適切性について、評価結果において言及されていない状況がみられた。

例えば、国の場合、随意契約によることができる具体的要件が定められているが、独立行政法人の場合、随意契約要件として「業務の運営上特に必要があるとき」と具体的に定められていない条項（いわゆる「包括的随契条項」）が規定されているものがある。同条項は安易に適用された場合の弊害が大きいと考えられ、法人の業務の特性等を踏まえてあらかじめ想定される随意契約にならざるを得ないものについてはできる限り具体的に定めるべきであり、その規定の整備内容の適切性について検証し、評価結果において明らかにする必要があると考えられる。

したがって、貴委員会は、契約に係る規程類の整備内容の適切性を確保する観点から、今後の評価に当たって、国の契約の基準と異なる規定については、「独立行政法人における契約の適正化について（依頼）」（平成 20 年 11 月 14 日総務省行政管理局長事務連絡。参考資料 2 参照）をも踏まえて評価するとともに、評価結果において明らかにするよう留意されたい。

表 3 - (1) 国の契約の基準と異なる会計規程等の規定

独立行政法人名	会計規程等の規定
工業所有権情報・研修館	・「独立行政法人工業所有権情報・研修館会計規程」（平成 18 年 7 月 1 日施行）において、随意契約要件として「業務の運営上特に必要があるとき」と具体的に定められていない条項があ

独立行政法人名	会計規程等の規定
	<p>る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「独立行政法人工業所有権情報・研修館契約事務取扱要領」（平成13年4月1日施行）において、急を要する場合又は契約の性質上必要がないと認められる場合は、一般競争入札における公告期間を国の基準（10日）より短縮できるとしている。</li> </ul>
製品評価技術基盤機構	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「契約事務取扱規程」（平成13年4月1日施行）において、緊急の場合以外にも、一般競争入札における公告期間を国の基準（10日）より短縮できるとしている。</li> </ul>
日本貿易振興機構	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般競争入札における公告の方法に関する規定がない。</li> </ul>
原子力安全基盤機構	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「契約事務取扱要領」（平成15年10月1日施行）において、随意契約要件として「契約担当職が業務運営上特に必要があると認めた場合」と具体的に定められていない条項がある。</li> <li>・同取扱要領において、緊急の場合以外にも、一般競争入札における公告期間を国の基準（10日）より短縮できるとしている。</li> </ul>
情報処理推進機構	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「独立行政法人情報処理推進機構会計規程細則」（平成19年3月28日施行）において、随意契約要件として「事業運営上、特に必要があるとき」と具体的に定められていない条項がある。</li> <li>・同細則において、急を要する場合は、入札準備に支障のない範囲でその期間を短縮することができるとしている。</li> </ul>
中小企業基盤整備機構	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「独立行政法人中小企業基盤整備機構契約事務取扱要領」（平成16年9月3日施行）において、随意契約要件として「業務運営上特に必要がある認める場合」と具体的に定められていない条項がある。</li> <li>・同取扱要領において、随意契約要件として「公益法人与契約をするとき」とあるとおり、契約の内容等の範囲を限定せずに、公益法人であることのみを要件として随意契約を行うことができるとする条項がある。</li> </ul>

独立行政法人名	会計規程等の規定
	・同取扱要領において、緊急の場合以外にも、一般競争入札における公告期間を国の基準(10日)より短縮できるとしている。

- (注) 1 独立行政法人の会計規程等に基づき、当委員会が作成した。  
2 会計規程等において、国の契約の基準と異なる条項が設けられているが、評価結果において、この条項を設けることの適切性について言及されていない法人について、本表に掲載している。

## (2) 随意契約見直し計画の実施・進捗<sup>ちよく</sup>状況等に関する評価結果

随意契約見直し計画の実施・進捗状況等に関して、経済産業省所管 11 法人については、評価結果において、「総じて入札・契約の適正化に向け努力がなされていると判断。今後の、より一層の手続の透明性の確保、随意契約の見直し計画の達成に向けた取組に期待する」旨の言及などがなされている。

しかしながら、2 法人については、表 3 - (2) のとおり、当該法人における競争性のない随意契約の金額について、平成 19 年度実績が 18 年度実績と比較して増加しているにもかかわらず、この原因等の検証結果が、評価結果において言及されていないとの状況がみられた。

今後の随意契約見直し計画の実施・進捗状況に関する評価に当たっては、随意契約の金額が増加している原因等の検証結果についても評価結果において明らかにするよう留意されたい。

**表 3 - (2) 平成 19 年度の競争性のない随意契約の金額が 18 年度実績の金額と比較して増加している独立行政法人の状況**

法人名	金額
	18 年度→19 年度 (+増分)
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	934.00 億円→1,025.40 億円 (+91.40 億円)
中小企業基盤整備機構	69.40 億円→69.56 億円 (+0.16 億円)

- (注) 1 「平成 19 年度における独立行政法人の契約状況について」(平成 20 年 7 月 4 日総務省行政管理局)に基づき、当委員会が作成した。  
2 平成 19 年度の競争性のない随意契約の金額が 18 年度実績と比較して増加しているが、評価結果においてその検証結果が言及されていない法人について、本表に掲載している。

3 金額の数値は、百万円未満を四捨五入している。

### (3) その他

#### 【日本貿易振興機構】

- ・ 本法人においては、物品の購入等に当たり、虚偽の納品書等を納入業者に提出させたり、所定の検収を行わないまま物品が納入されていないのに納入されたこととしたりするなどの適正でない会計経理が行われており、適正な契約事務が十分履践されていなかったことが判明した。今後の評価に当たっては、契約事務の適正な実施を確保するため、今回の不正経理の発生原因や本法人の内部監査体制、本法人が講じた再発防止策等の検証結果を踏まえ、物品の購入に係る検収等、当該事務の実施について、厳格な評価を行い、その結果を評価結果において明らかにすべきである。

別表 経済産業省所管独立行政法人における契約の状況

法人名	契約の状況（上段：件数、下段：金額(億円)）						一般競争入札における1者応札の割合（1者応札件数(%)／一般競争入札件数)	関連法人	
	平成18年度			平成19年度				関連法人数注3	関連法人との契約がある法人注4
	競争性のある契約注2	競争性のない随意契約	全契約の合計	競争性のある契約	競争性のない随意契約	全契約の合計			
経済産業研究所	13	74	87	45	66	111	1(33%) ／3件	0	
	1.24	4.87	6.10	2.72	4.34	7.07			
工業所有権情報・研修館	61	57	118	86	35	121	18(29%) ／63件	1	○
	5.17	101.10	106.17	56.19	43.81	100.00			
日本貿易保険	2	34	36	5	42	47	0(0%) ／4件	1	○
	0.64	38.20	38.84	1.42	31.71	33.13			
産業技術総合研究所	594	4,335	4,929	790	3,707	4,497	273(57%) ／476件	2	○
	141.90	259.00	400.90	246.93	196.67	443.60			
製品評価技術基盤機構	169	193	362	230	115	345	130(61%) ／213件	2	○
	28.29	10.00	37.29	21.68	6.32	28.00			
新エネルギー・産業技術総合開発機構	1,346	425	1,771	1,292	143	1,435	33(29%) ／115件	29	○
	1,039.78	117.17	1,156.95	724.80	58.09	782.89			
日本貿易振興機構	306	414	720	338	336	674	37(28%) ／132件	1	○
	43.97	43.60	87.57	41.31	30.70	72.01			
原子力安全基盤機構	445	397	842	438	251	689	281(73%) ／385件	0	
	93.87	84.00	177.87	235.42	49.50	284.92			
情報処理推進機構	336	304	640	299	204	503	12(26%) ／47件	16	○
	30.98	23.00	53.98	38.07	13.17	51.24			
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	210	955	1,165	287	647	934	51(33%) ／154件	27	○
	415.95	934.00	1,349.95	624.53	1,025.40	1,649.93			
中小企業基盤整備機構	400	823	1,223	484	621	1,105	34(13%) ／263件	92	○
	86.54	69.40	155.94	123.58	69.56	193.14			
合計 (経済産業省)	3,882 (33%)	8,011 (67%)	11,893 (100%)	4,294 (41%)	6,167 (59%)	10,461 (100%)	870(47%) ／1,855件		
	1,888.33 (53%)	1,684.34 (47%)	3,571.56 (100%)	2,116.65 (58%)	1,529.27 (42%)	3,645.93 (100%)			
合計 (独立行政法人全体)	36,618 (36%)	65,235 (64%)	101,853 (100%)	43,224 (46%)	50,797 (54%)	94,021 (100%)	10,768(45%) ／24,168件		
	11,523.83 (52%)	10,484.13 (48%)	22,007.93 (100%)	14,907.13 (60%)	9,829.43 (40%)	24,736.56 (100%)			

(注)

- 「平成19年度における独立行政法人の契約状況について」（平成20年7月4日総務省行政管理局）等に基づき、当委員会が作成した。なお、同資料では郵便貯金・簡易生命保険管理機構は対象外となっているため、合計（独立行政法人全体）には、当該機構の数値は含まれていない。
- 競争性のある契約は、競争入札等、企画競争及び公募を示している。
- 関連法人数は、平成19年度における各法人の特定関連会社、関連会社及び関連公益法人の合計数を記載している。
- 各法人の平成19年度の財務諸表を基に、関連法人との契約がある法人に「○」を記載している。
- 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。